

平成21年度第1回 愛知県都市計画審議会

と き 平成21年7月10日（金）午後1時

ところ 愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 お待たせいたしました。ただいまから平成21年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、6月1日から9月30日までを「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」実施期間としまして、軽装、ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は軽装、ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にもご協力を呼びかけております。どうかご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面をご覧ください。既にお読みいただいていることと思えますので、簡単に注意事項を申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

携帯電話は、電源を切って、鞆等にしまってください。

録画、録音等は禁止となっております。

そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長（名城大学教授 松井 寛）】 会長を務めさせていただいております松井でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年度第1回目の愛知県都市計画審議会の開催に当たりまして、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。新年度最初ということで、事務局メンバーも異動がございましたし、新しく委員に加わっていただいた方々もいらっしゃいます。ひとつご協力をお願いいたしますし、議事が円滑に進みますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 ありがとうございます。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました豊田市長の鈴木公平委員でございますが、本日はご欠席でございます。

同じく、阿久比町長の竹内啓二委員でございます。

【委員（阿久比町長 竹内啓二）】 こんにちは。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 県議会の議員として委員をお願いいたしました川本明良委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 川本明良）】 よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 鈴木愿委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 鈴木 愿）】 鈴木でございます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 吉田真人委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 吉田真人）】 よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 高木ひろし委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 高木ひろし）】 高木です。よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 渡辺まさし委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 渡辺まさし）】 渡辺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 木藤俊郎委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 木藤俊郎）】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました津島市議会議長の加藤忠篤委員でございます。

【委員（津島市議会議長 加藤忠篤）】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 設楽町議会議長の後藤正敏委員でございますが、本日はご欠席でございます。

以上でございます。

なお、本日の上程議案のうち、第1号議案は区域区分の案件であり、区域区分に関する臨時委員の方にもご審議いただくため、ご出席をお願いしておりますので、ご紹介いたします。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の伊藤明委員でございます。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 伊藤 明）】 伊藤でございます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 次に、4月の県の人事異動によりまして、幹

事に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。お手元に幹事一覧表を配付させていただきましたのでご覧ください。

ここでは、本日出席しております幹事のうち、新たな幹事及び役職に変更があった幹事をご紹介させていただきます。

建設部長の川西寛でございます。

【建設部長 川西 寛】 川西でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 建設部技監の近藤隆之でございます。

【建設部技監 近藤隆之】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 都市計画課長の柴田伸治でございます。

【都市計画課長 柴田伸治】 柴田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 都市計画課主幹の村澤勇一でございます。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】 幹事の異動につきましては、以上でございます。

それでは、建設部長よりごあいさつを申し上げます。

【建設部長 川西 寛】 愛知県建設部長の川西でございます。

本日は、都市計画審議会の第1回を開催いたしましたところ、大変ご多忙の中、各委員にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろより県政、とりわけ都市計画行政に関しまして深いご理解とご支援を賜っておりますことを、まずこの場をお借りして心より御礼を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、ただいま、県におきましては、都市計画区域の再編と、これに伴います都市計画区域マスタープラン、区域区分の総見直しを進めているところでございます。既にご承知のとおりでございますが、日本全体では人口減少が始まっておりますが、まだ本県では、少しずつではございますが、まだ増えているところではございます。全体としては人口減少、超高齢社会がもう到来しているというような状況でございます。また、社会経済活動が大変広域化をしており、本県でも進めてまいりました平成の大合併により、行政の枠組みもかなり大きく変化しつつあります。一方で、地球温暖化に代表されます環境問題が非常に広域化、複雑化をしている。こういったさまざまな課題を踏まえまして、このような変化に的確に対応して、本県の活力を今後とも高めていく、また、安全で安心して生活しやすい県土づくりを進めていく、こういったことを実現する中で、都市計画の役割というのは大変重要なものがある

というふうに感じているところでございます。

現在、県におきまして都市計画のマスタープランに関する素案を作成いたしまして、関係機関と調整を行っているところでございます。今後、この素案に関しまして、住民の皆様の意見を反映させるために公聴会を開催した上、県の案を作成いたします。縦覧、都市計画審議会への付議、国への同意協議等の手続を経まして、最終的に平成22年度末までにはこの見直しを完了させたいということで進めているところでございます。

なお、本日は区域区分、用途地域及び道路等の議案11議案のほかに、西知多道路の環境影響評価調査専門部会設置に関する議案を上程させていただいております。慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。私からのごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 本日の会議は2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定によって、会長が務めることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、志水暎子委員、川本明良委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど事務局からご紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表いたしまして委員をお願いいたしました鈴木公平委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、川本明良委員、吉田真人委員、高木ひろし委員、以上の方々を指名いたします。

早速ですが、審議に入らせていただきます。

本日、ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」から第12号議案「西知多道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」までの12議案でございます。

それでは、第1号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「豊田都市計画用途地域の変更について」は、関連案件ですので一括上程させていただきます。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 都市計画課長の柴田でございます。よろしくお願いいたします
す。

お手元に配付しました資料のうち図面につきましては、委員お二人に1台のモニターを用意
しております。あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、第1号議案「豊田都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「豊田都市計画用途
地域の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は1ページから10ページ、議案概要説明書は1ページと2ページ、図面は図面番号1
と2でございます。

本議案は、豊田市の花園地区における区域区分と用途地域に関するものでございます。

図面番号1の総括図をご覧ください。

花園地区は、豊田市の南部、知立市との市境にありまして、図面の左下から右上に走る黒色
の破線で示しております名鉄三河線三河八橋駅から南東へ約300mに位置し、赤色の実線で区域
取りしております。面積約1.9haの地区でございます。

このたび、この地区を含みまして、三河八橋駅周辺において土地区画整理事業、モニターで
青い色で示しておりますが、事業の実施が確実となりましたので、赤枠の地区を市街化区域に
編入し、あわせて用途地域の変更を行おうとするものでございます。

次に、図面番号2の計画図をご覧ください。

この計画図は、花園地区における区域区分及び用途地域の変更後を示したものでござい
ます。青色の実線で囲まれた区域は、駅周辺の土地区画整理事業を予定している区域を示した
ものでございます。

今回、赤色の実線で囲まれた区域を市街化区域に編入するとともに、区画整理事業による整
備に備えまして、無秩序な開発を抑制するため、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建
ぺい率30%、建築物の高さ制限10mを定めようとするものでございます。

なお、今回の区域区分、用途地域の変更と同時に、豊田市におきまして、この青色の実線
で囲まれた区域で駅周辺の土地区画整理事業の都市計画を同時に決定する予定をしております。

本案件につきまして、平成21年4月7日から4月21日までの間、公衆の縦覧に供しました
ところ、意見書の提出はございませんでした。

また、豊田市に意見照会しましたところ、異存のない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。竹谷委員。

【委員（名古屋大学名誉教授 竹谷裕之）】 竹谷です。意見ではございません。参考までにお伺いしたいのですが、今まで市街化調整区域に入っていたということは、農業振興地域整備法上の区分としては、どういう形になっていたのでしょうか。その点、教えていただきたいと思います。

【都市計画課長 柴田伸治】 編入区域には1.4haの農用地がございます。あと、農業振興地域に指定されております。

以上です。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 竹谷委員、よろしいでしょうか。

【委員（名古屋大学名誉教授 竹谷裕之）】 はい。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ご意見もないようでございますので、採決させていただきます。

第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

区域区分の審議が終了しましたので、臨時委員の方々にはここでご退席をいただきます。

ありがとうございました。

（臨時委員退席）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 続きまして、第3号議案「常滑都市計画用途地域の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 第3号議案「常滑都市計画用途地域の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は11ページから14ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号3から5でございます。

本議案は、常滑市の常滑駅周辺地区におきまして用途地域を変更しようとするものでござい

ます。

図面番号3の総括図をご覧ください。

今回変更する地区は、図面中央付近の名鉄常滑線常滑駅のすぐ北に位置し、赤色の実線で区域取りしております。面積約1.1haの地区でございます。

次に、図面番号4の計画図をご覧ください。

この計画図は、常滑駅周辺地区における用途地域の変更後を示したものでございます。赤色の実線で囲まれた区域は、今回用途地域を変更しようとする区域を示しておりまして、青色の実線で囲まれた区域は、現在、施行中の常滑駅周辺土地区画整理事業、約5.4haでございます。

常滑駅周辺地区は、常滑市都市計画マスタープランにおきまして、商業業務機能等の立地を促進しまして、都市拠点の形成を目指すことが位置づけられておりまして、土地区画整理事業による市街地整備が進められております。

このたび、この土地区画整理事業が進捗してまいりましたので、用途地域を変更しようとするものでございます。

次に、図面番号5の参考図をご覧ください。

この参考図は、左側に変更前を、右側に変更後を示しております。用途地域の変更前後の対照を示したものでございます。

赤枠の区域で、鉄道よりも東側、右側に当たりますが、街区の現在準工業地域につきまして、隣接した商業地域と同様に、商業地域、容積率400%に変更いたしまして、鉄道よりも西側、左側に当たりますが、街区は現在準工業地域及び一部工業地域、この地域につきまして、隣接した第一種住居地域と同様に、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更しようとするものでございます。

商業地域の建ぺい率は、建築基準法によりまして、80%となります。

本件につきまして、商業地域を拡大することになるため、大規模集客施設の立地に係るガイドラインによりまして、半田市、知多市、阿久比町、美浜町、武豊町と広域調整を行いましたところ、異議なしとの回答を得ております。

また、平成21年4月7日から4月21日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、常滑市に意見照会しましたところ、異存のない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がござ

いましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決させていただきます。

第3号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第4号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 第4号議案「名古屋都市計画道路の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は15ページから18ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号6と7でございます。

本議案は、豊明市内の敷田大久伝線について、交差点部の一部の区域を変更しようとするものでございます。

図面番号6の総括図をご覧ください。

この図面は、今回変更いたします都市計画道路の位置を示す豊明市周辺の都市計画図でございます。

図面の黒色の破線が名鉄名古屋本線でございます。また、青色の実線が国道1号、紫色の実線が、伊勢湾岸自動車道でございます。さらに橙色の丸印で示しておりますのが豊明市役所、図面の赤色の破線で示しております敷田大久伝線がご審議いただく路線でございます。また、緑色の実線で示しております熊野豊明線は、豊明市決定の関連路線でございます。

敷田大久伝線は、名古屋市緑区と刈谷市を連絡いたしまして、豊明市の中部の交通を東西の軸として昭和63年3月から全線供用している路線でございますが、赤色の丸印で示した箇所を今回都市計画変更しようとするものでございます。

図面番号7の計画図をご覧ください。

この図面は、敷田大久伝線と熊野豊明線の交差点部である変更箇所を示したものでございます。

熊野豊明線、これは豊明市決定の路線で、名古屋市域、路線の北の上のほうですが、行政間の名古屋市との部分については既に整備済み、豊明市域の整備が急がれているところでございます。

今回、既存集落への影響や敷田大久伝線との交差角など設計を見直した結果、交差点の位置が約10mほど東側に移動する都市計画の変更を、豊明市が同時に行うものでございます。

モニターの計画平面図をご覧ください。敷田大久伝線の交差点部付近の変更後を示しております。熊野豊明線との交差位置が黄色の丸印から赤色の丸印に約10m移動することに伴いまして、右折車線の設置に必要な区間が、図にお示ししているように、全体的に東側に移ります。

交差点の位置を変更することにより、交差点処理に必要となる区域、赤く着色した地域ですが、追加の変更を行うものでございます。

本案件につきましては、平成21年4月7日から4月21日までの間、縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、豊明市に意見照合しましたところ、異存のない旨の回答を得ております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決させていただきます。

第4号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第5号議案「尾張北部都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 第5号議案「尾張北部都市計画道路」の変更につきましてご説明いたします。

議案書は19ページから22ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は図面番号8と9でございます。

本議案は、犬山市内の大口桃花台線について、交差点部の線形及び幅員を変更しようとするものでございます。

図面番号8の総括図をご覧ください。

この図面は、今回変更いたします都市計画道路大口桃花台線の位置を示す犬山市周辺の都市計画図でございます。

図面黒色の破線が名鉄小牧線と犬山線、青色の実線が国道41号でございます。また、橙色の

丸印で示しておりますのが、それぞれ犬山市役所、大口町、扶桑町の役場でございます。

赤色の破線で示しております大口桃花台線は、この地域の南北路線であります愛岐南北線、国道41号、それから名古屋犬山線などを東西に連絡する路線でございます。今回変更しようとする箇所を赤色の丸印で示しております。

図面番号9の計画図をご覧ください。

大口桃花台線の変更箇所を示した計画図でございます。

変更箇所には、計画路線である大口桃花台線の南側に、西楽田団地の開発とあわせて整備された市道、それから県道若宮江南線との交差点が設置されております。

交差点部での安全で円滑な交通処理を図るため、これらの路線との交差計画を見直しまして、大口桃花台線の線形及び幅員を変更するものでございます。

モニターに当該交差点の計画平面図を示しておりますのでご覧ください。

西側の県道や南側の市道との交差点処理を考慮しまして、右折帯や歩道設置に必要な幅員を確保するため、大口桃花台線の区域を変更しようとするものでございます。

本案件につきまして、平成21年4月17日から5月1日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、犬山市に意見照会いたしましたところ、異存のない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員(椋山女学園大学教授 後藤節子)】 図面番号9のところの右下の赤枠のところを見ますと、車道が3列、3.0というふうになっておりますが、これの用途について教えてほしいのと、それから、植栽帯が変更前は1.5mであるものが1.0となり緑地が減少することについて、その辺のところについて避けられないものかどうかということをお伺いしたいと思います。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 交差点部の付近につきまして、植栽帯の幅員が一般部では1.5あるところが1mに減ると。緑の確保の点から、これを確保できないかというご質問でございますが、交差点部というか、まず植樹帯の幅員につきましては、標準が1.5m程度ということで、構造令上は1mから2mという中でありまして、交差点の付近になりますと、高木等がありますと、なかなか視距とか、そういう制約がありますので、できるだけ低木を植えたいということもあります。

一般部で1.5mにして交差点部付近で縮小するという事は、都市計画道路の中では通常行っていることでありまして、ここでも必要最低な植栽帯を確保しながら、できるだけコンパクトな道路形態にしたいというふうに考えております。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】 それから、車道について変更前は3.0が2つの区分になっていますが、変更後は3.0が3つというのは、これはどういう使い方をされるのでしょうか。これは私がいからないから聞くことなのですが。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 はい、どうぞ。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 交差点のところで1つ3.0という車線がございますのは、今、委員がおっしゃられたとおり、右折のための車線を1つ余分につけているということです。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】 右折車線ということですね。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 この図でいいますと、右側のほうから県道が来まして、そこから右折する交通がありますので、この右折のところにおきましては、直進するところと右折する車線と、それから反対側から来た車が通る車線ということで、3つの車線を用意してございます。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】 そうしますと、真ん中のものは右折車道ということですね。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 はい。右折車線です。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】 はい、わかりました。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第5号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第5号議案におきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「衣浦西部都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 第6号議案「衣浦西部都市計画道路の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は23ページから26ページ、議案概要説明書は6ページ、図面は図面番号10と11でございます。

本議案は、武豊町内の武豊港線につきまして、一部区間の線形と交差点部の幅員の変更を行おうとするものでございます。

図面番号10の総括図をご覧ください。

この図面は、今回変更いたします都市計画道路の位置を示す武豊町の都市計画図でございます。

図面黒色の破線は、JR武豊線と名鉄河和線でございます。また、橙色の丸印で示しておりますのが武豊町役場でございます。

赤色の破線で示しております図面中央の武豊港線がご審議いただく路線でございます。今回変更しようとする箇所を赤色太線で示しております。

武豊港線は、武豊町の南北路線であります国道247号、知多東部線、それから六貫山線を東西に連絡する幹線道路として位置づけられております。

図面番号11の計画図をご覧ください。

武豊港線の変更箇所を示した計画図でございます。

現在の計画、黄色の線ですが、計画では現道に沿った線形を基本としていますが、野菜茶業研究所付近の区間は、現在の道路から少し外れた計画となっております。

このたび、事業化に向けまして検討する中で、既存建物などへの周辺土地利用への影響をできるだけ回避する方向で道路計画の見直しを行いまして、道路線形をなるべく現道用地を活用した形に変更しようとするものでございます。

また、今回の線形変更にあわせて知多東部線との交差点部の幅員の見直しを行い、植樹帯の幅員を1.5mの計画から1mに縮小しまして、交差点の計画幅員を19mから18mに変更するものでございます。

本案件につきまして、平成21年4月7日から4月21日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、武豊町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第6号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第7号議案「豊田都市計画道路の変更について」及び第8号議案「岡崎都市計画道路の変更について」につきましては、関連案件ですので一括上程させていただきます。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 第7号議案「豊田都市計画道路の変更」及び第8号議案「岡崎都市計画道路の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は27ページから34ページ、議案概要説明書は7ページと8ページ、図面は図面番号12から14でございます。

本議案は、新たに豊田市が決定します豊田岡崎線及び岡崎市が決定します岡崎豊田線に関連します梅坪堤線、奥殿線、岡崎駅平戸橋線の3路線につきまして、線形、幅員などを変更しようとするものでございます。

図面番号12の総括図をご覧ください。

この図面は、今回変更いたします都市計画道路の位置を示す豊田市及び岡崎市の都市計画図でございます。

図面紫色の実線が東名高速道路、伊勢湾岸自動車道及び東海環状自動車道で、その交点が豊田ジャンクションでございます。また、青色の実線が国道248号でございます。

今回、ご審議いただく路線は赤色の破線で示しており、図面の左上の梅坪堤線、それから図面中央の南から北へ向かう岡崎駅平戸橋線、図面中央から東へ向かう奥殿線の3路線でございます。今回変更しようとする箇所を赤色の実線及び丸印で示しております。

また、緑色の実線が関連路線となる豊田市決定の豊田岡崎線と岡崎市決定の岡崎豊田線でございます。

現在、豊田市南部地域と岡崎市北部地域とを直接結びまして、これらの地域の連携を深めまして、両市の健全な発展に資するということで、新たな道路として豊田岡崎線、それから岡崎豊田線を都市計画に追加する手続が両市で進められております。

それでは、先に図面番号14の計画図2をご覧ください。

岡崎都市計画道路の変更箇所を示した計画図でございます。紙面の都合上、図面左側が北方向を示しておりますのでご注意ください。

岡崎市決定の岡崎豊田線の新たな決定に伴いまして、円滑な交通処理と良好な道路のネットワークの形成を図るため、岡崎駅平戸橋線の線形を変更するものでございます。

あわせて、計画書に記載します幹線道路との平面交差箇所数を17から18カ所へと変更するものでございます。

岡崎駅平戸橋線の幅員につきましては、岡崎豊田線との交差点より北側の基本幅員12mはそのままで、交差点部に右折帯を設置するため、幅員を15mに変更するものでございます。

岡崎豊田線との交差点部により南側につきましては、歩道の幅員を2.5mから植樹帯を含めました4.5mとしまして、良好な沿道環境を確保するとともに、道路の安全性、快適性を高め、基本幅員を12mから16mに変更するものでございます。

また、交差点部では右折帯を設置することとし、幅員を18mに変更するものでございます。

次に、奥殿線でございますが、岡崎駅平戸橋線との交差点における現在の計画は、交差角が45度と鋭角になっております。安全性の向上と交通処理の円滑化を図るため、奥殿線の線形を変更いたしまして交差角を改善するとともに、基本幅員12mの変更はございませんが、交差点部に右折帯を設置することといたしまして、幅員を15mに変更するものでございます。

続きまして、1つ前の図面に戻っていただき、図面番号13の計画図1をご覧ください。

豊田都市計画道路梅坪堤線の変更箇所を示した計画図でございます。

豊田市が決定いたします豊田岡崎線の追加に伴いまして、交差する梅坪堤線の区域の変更はございませんが、梅坪堤線の計画書に記載します幹線道路との交差箇所数が1カ所増えますので、14から15へ変更するものでございます。

本案件につきましては、梅坪堤線は平成21年4月17日から5月1日までの間、奥殿線及び岡崎駅平戸橋線は平成20年8月12日から8月26日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、豊田市、岡崎市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。後藤委員。

【委員(椋山女学園大学教授 後藤節子)】 ちょっと理解困難なので説明をお願いしたいのですが、図面番号13のところで枠で囲んだ変更前、変更後、一般部、交差点部というふうになっていますが、この植栽帯を除くということなののでしょうか。

一般部を交差点部に変えるから植栽帯はなしということになるのでしょうか。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 はい、どうぞ。

【都市計画課主幹 村澤勇一】 梅坪堤線につきましては、区域の変更は行っておりません。ここでの考え方は、変更前、変更後とも16mという中で、交差点部につきましては3mという右折車線をとるために、若干余裕がある部分の植栽帯と、停車帯を削っております。

ただ、歩道が2.5から3mにしておりますのは、現在の歩道の最小幅員が2mということで決められておりますので、ここでは路上施設帯込みの3mという歩道幅員をとっております。

基本的に、この路線は整備済みの路線でございますので、新たに豊田岡崎線が追加されるわけですけれども、整備済みの路線でありますので、基本的にはここが変更するという考えではありません。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 よろしいでしょうか。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】 はい。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第7号議案及び第8号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第7号議案及び第8号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第9号議案「刈谷市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【知立建設事務所建築住宅課長 伊藤正則】 知立建設事務所建築住宅課長の伊藤でございます。

第9号議案「刈谷市における特殊建築物の敷地の位置」についてご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は35ページから37ページ、議案概要説明書は9ページをご覧くださいと存じます。

申請者は、地建興業株式会社代表取締役 宮地俊夫、名称は刈谷機材センター、敷地の位置は

刈谷市場割町1丁目4 1ほか8筆で、敷地面積は4,708.02㎡、施設は資材棟、事務所の2棟で、延べ面積の合計は3,599.84㎡、処理能力は汚泥の脱水を1日当たり64㎡行いう計画でございます。

申請者は、主に官公庁からの公共工事、下水管、水道管、ガス管等の掘削工事を業として営んでおり、建設汚泥の脱水処理を袋式の重力脱水法により行っております。

今回、処理能力の拡大を図るため、遠心分離機を導入することにしましたが、処理能力が1日当たり30㎡という基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可を申請するものでございます。

次に、図面番号15の総括図をご覧ください。

図面中央右の建設地と記載したところが敷地の位置でございます。

当該敷地は市の南部に位置し、JR東海道本線東刈谷から南西に約1.3kmの工業地域内に位置しております。

次に、図面番号16の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面の中央の赤い斜線で示した部分であり、その周辺南側と東側は田、西側は一般国道23号、北側は公園でございます。

次に、図面番号17の計画図をご覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。

敷地への出入りは黒い三角記号で示しており、西側の幅員約40mの国道23号高架沿いの道路を予定しております。

敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境設備に努めてまいります。

また、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施した結果、騒音、振動等について、すべて環境保全目標をクリアしております。

なお、関係市である刈谷市長から支障のない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。後藤議員。

【委員(相山女学園大学教授 後藤節子)】 建設汚泥という処理場ということでお聞きしたんですが、具体的に、周りの図面を見ますと、住居も結構近い場所にありますし、これがどう

というようなものなのか、生活的にここで処理しなければいけない必然性があるのかというのが私の疑問です。

それから、建設汚泥というものですが、それが住居の近くにあるというのは、生活するに当たって必然的にこのところで処理しなければいけないという、そういう必然性についてお伺いしたいのと、周囲の住居が非常に近いところにある、それについての汚泥ですからさきほどの説明では、騒音、振動と言われましたけど、おそらく臭いとか、そういうようなもの、それから排水の、遠心分離した後の排水がどの程度の基準のものを排水するか、その検査体制ですね。そのあたりについてお伺いしたいと思います。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 はい、どうぞ。

【知立建設事務所建築住宅課長 伊藤正則】 まず、場所のところですけど、付近状況図のところを見ますと、反対側に、東側に民家が1軒ございます。これは、全体が工業地域ということになっておりますので、工業地域内には住居もできるということで、これはやむを得ないところかなと思っております。

それと、排水の件ですけれども、排水につきましては、BOD SS等、COD、SS等、10ミリ以下を基準にして排水しております。

あとは、臭いのほうですけども、臭いにつきましても速やかな処理を行って悪臭の発生を防ぐ、脱水汚泥の防臭対策としては脱臭剤を散布することとしております。

以上でございます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 よろしいでしょうか。

【委員（椋山女学園大学教授 後藤節子）】 そうしますと、民家はここにすぐ隣接して東側に1軒、その上方北側にまた1軒、下の南側にもありますけれども、工業地帯であるけれども、それを承知でこの民家の人達は後でこちらに移住されたということなののでしょうか。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 はい、どうぞ。

【知立建設事務所建築住宅課長 伊藤正則】 承知でということではないと思うんですけども、東側の住宅につきましては、事前説明を行いまして、承諾書をいただいております。

以上です。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第9号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第9号議案につきましては都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第10号議案「長久手町における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【尾張建設事務所建築住宅課長 山川博信】 尾張建設事務所建築住宅課長の山川でございます。

第10号議案「長久手町における特殊建築物の敷地の位置」についてご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は39ページから41ページ、議案概要説明書は10ページをご覧ください。

申請者は、株式会社小池代表取締役 小池信介、名称は仮称でございますが、小池リサイクル骨材プラント、敷地の位置は愛知県長久手町大字熊張字福井1534番33で、敷地面積は2,987.32㎡でございます。施設は鉄骨造平家建て、事務棟、便所棟、延べ面積の合計10.93㎡の建築、処理能力は、がれき類の破碎を1日当たり280t行う予定でございます。

申請者は、平成9年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けて産業廃棄物の中間処理を愛知県長久手町内において行っており、平成7年には産業廃棄物収集運搬業の許可を受けております。

今回、事業内容の拡大を図るため、申請地においてがれき類の破碎、破碎というよりは摩砕処理でございますが、そういう施設を設置することにしましたが、処理能力が1日当たり5tという基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可を申請するものでございます。

次に、図面番号18の総括図をご覧ください。

図面中央の赤く塗りつぶされた、建設地と記載したところが敷地の位置でございます。

当該敷地は愛知県長久手町の東部に位置し、東部丘陵線愛・地球博記念公園駅から北西約800mの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号19の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございますが、東側、南側、西側は山林、北

側は町道を挟んで資材置場や申請者の中間処理施設でございます。

次に、図面番号20の計画図をご覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示したもので、赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶした部分は建築物でございます。敷地への出入りは黒い三角記号で示しており、北側の町道を予定しております。

敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

また、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施した結果、騒音、振動等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしており、さらに愛知県尾張県民事務所環境保全課との協議を終えております。

なお、関係市町村である長久手町長から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第10号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第10号議案につきましては都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第11号議案「春日井市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

春日井市の説明を求めます。

【春日井市まちづくり推進部建築指導課長 波多野睦】 春日井市建築指導課長の波多野でございます。よろしくお願いいたします。

第11号議案「春日井市における特殊建築物の位置」についてご説明申し上げます。

本案件は、特定行政庁である春日井市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかをどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は43ページから45ページ、議案概要説明書は11ページをご覧くださいと存じます。

申請者は、株式会社ハウセイ開発代表取締役 田中久夫、名称は株式会社ハウセイ開発春日井処理場、敷地の位置は春日井市明知町字頓明1510番19でございます。敷地面積は2,976.64㎡、施設は事務所棟を始め7棟で、延べ面積の合計は684.72㎡でございます。処理能力は、がれき等の破碎を1日当たり933.28tでございます。

申請者は、平成2年に産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、収集運搬業を行っております。

今回、事業の拡大に伴い、新たにがれき類の破碎処理施設を設置することとしましたが、処理能力が1日当たり5tを超えるため、建築基準法第51条ただし書許可を申請するものでございます。

次に、図面番号21の総括図をご覧ください。

図面中央やや左上の赤色で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置でございます。

当該敷地は春日井市の北東部に位置し、春日井市役所坂下出張所より北西に直線で約1.5kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号22の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分であり、敷地の西側は幅員10.26mの県道でございます。

敷地の南側と東側は原野、北側は工場が立地しております。

次に、図面番号23の計画図をご覧ください。

この図面は敷地内の施設の配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入りは黒い三角記号で示しており、西側の幅員10.26mの県道を予定しております。

敷地の外周には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施した結果、騒音、振動等について、すべて環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第11号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第11号議案につきましては都市計画上支障ないものと認めます。

続きまして、第12号議案「西知多道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」をお諮りいたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 柴田伸治】 第12号議案「西知多道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」をご説明いたします。

別添の第12号議案をご覧ください。

本議案は、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条に基づき、審議会の議決により西知多道路の都市計画決定に関する愛知県環境影響評価調査専門部会を設置するものでございます。

専門部会の設置に関する具体的な内容については、右上に参考資料と書かれた資料によりご説明いたします。

まず、西知多道路の概要についてでございますが、参考資料1及び添付のパンフレットを開きください。

西知多道路は、東海市から常滑市に至る延長約20kmの名古屋都市圏自動車専用道路で、地域の交通渋滞の緩和、災害時の輸送路の確保、空港アクセスの充実などに寄与するなど、知多地域のみならず、広く名古屋都市圏の今後の発展に大いに役立つものと期待されております。

本道路は、これまでに計画の具体化に向けさまざまな調査、検討が進められてきましたが、平成19年の10月からは、沿線市の市民の方やその他関係の方々とはさまざまな意見交換を重ねながら計画づくりを進めるパブリックインボルブメントによりまして、概略計画の作成が進められてきました。

西知多道路の都市計画決定はこの概略計画を受けて行うものでありまして、次にご説明いたします環境影響評価の手續と併せて実施してまいります。

それでは、環境影響評価と都市計画の手續についてご説明いたします。

参考資料1及び参考資料2をご覧ください。

環境影響評価の手續は、対象事業を都市計画決定する場合には、都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして都市計画の手續と併せて実施することとなっております。

西知多道路は、一般国道4車線以上の10km以上の新設、改築に該当するため、環境影響評価

法の対象事業となります。都市計画決定権者である愛知県が都市計画の手続と併せて環境影響評価の手続を実施することとなります。

したがって、本議案は西知多道路の都市計画の手続と併せて環境影響評価を実施するため、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条に基づき、審議会の議決をいただき、環境影響調査調査専門部会を設置するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明に対するご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特段ご意見、ご質問もないようですので、専門部会の設置についてお諮りいたします。

都市計画の決定に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するため、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条の規定に基づき、専門部会を設置することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

それでは、専門部会設置についてご異議ないものと認めまして、当審議会に専門部会を設置することと決定いたしました。

次に、専門部会を組織する委員については、専門部会要綱第4条に基づき、審議会において会長が指名することとなっておりますので、事務局から案を配付させていただきます。

(案の配布)

ただいま、専門部会委員案を配付させていただきました。

この案に基づきまして、専門部会要綱第4条及び第5条の規定により、専門部会の委員及び部会長を指名させていただきます。

部会の委員といたしまして、名古屋大学大学院教授山田健太郎委員、椋山女学園大学教授後藤節子委員、金城学院大学教授小野知洋委員、豊橋技術科学大学教授北田敏廣委員、愛知教育大学教授芹沢俊介委員、財団法人日本鳥類保護連盟理事柳澤紀夫委員、名古屋工業大学教授山本幸司委員、名城大学教授吉久光一委員、以上8名の委員の方々を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、部会長には山田健太郎委員を指名いたします。

委員の先生方には大変お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして大変ご熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局(都市計画課課長補佐 伊藤 修)】 これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

(閉会 午後2時08分)